

聖籠町告示第101号

聖籠町私立保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年10月5日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町私立保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

聖籠町私立保育所運営費補助金交付要綱(平成12年聖籠町告示第118号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

聖籠町私立保育所等運営費補助金交付要綱

「私立保育所」を「私立保育所等」に改める。

第3条中「児童福祉法(以下「法」という。)第35条第4項の規定により設置された法第39条の施設」を「次に掲げる施設で、市町村以外の者が設置するもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 児童福祉法(以下「法」という。)第39条に規定する保育所
- (2) 法第6条の3第13項に定める病児保育事業を行う施設

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式

年 月 日

聖籠町長 様

住所
氏名 印

年度聖籠町私立保育所等運営費補助金に係る事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定された 年度聖籠町
私立保育所等運営費補助金に係る事業計画を別紙のとおり変更したので申請し
ます。

添付書類

- 1 変更理由書
- 2 補助金事業変更計画書
(当初計画と変更後の計画が対比できるよう変更後の計画を当初計画の上
に赤字で記入すること。)
- 3 補助事業収支予算書(計画書)の写し

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式	年 月 日
聖籠町長 様	
	住所 氏名 印
年度聖籠町私立保育所等運営費補助金に係る事業中止・廃止承認申請書	
年 月 日付け 第 号で交付決定された 年度聖籠町私立保育所等運営費補助金に係る事業を下記のとおり中止・廃止したいので、承認されたく申請します。	
記	
○理由	

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。